

久御山町地域計画の更新案に係る意見募集結果の概要

期 間：令和8年2月5日（木）から2月19日（木）まで

方 法：町ホームページや関係者への書面による意見募集

【内 容】

本町では、農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定に基づき、地域農業の将来の在り方や将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定める「地域計画」を令和7年3月31日に策定・公告しました。

策定後は、年1回以上定期的に協議の場を開催し、地域計画を更新することとされています。

令和7年度においては、農地法による権利取得等により農業を担う者等の更新を行う必要が生じましたが、地域農業の将来の在り方に影響が小さい更新であるため、町ホームページにおいて意見募集を行う簡易な方法で行い、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づく関係者への意見照会も書面により行いました。なお、意見募集の結果は、町ホームページにて公表します。

【結 果】

- ・地域計画（更新案）についての意見はありませんでした。
- ・農業経営基盤強化促進法第19条第6項に基づく関係者への意見照会の結果については、下記のとおりです。

久御山町農業委員会・・・・・・・・意見なし
京都府農地中間管理機構・・・・・・・・意見なし
土地改良区（巨椋池、城西、佐山）・・・意見なし
京都やましる農業協同組合・・・・・・・・意見なし

以上